

ひまわりニュース (臨時号) 2018.6.28

発行：精神障害者の自立支援を考える会

刑法 39 条不起訴事件被害者の「知る権利」大きく前進！

法務省保護局が加害者の医療観察処遇情報の提供を保護観察所へ通達

法務省保護局は、6月25日付け「通達」で、医療観察法の下で入院・通院等の処遇を受けている対象者（加害者）の処遇段階情報について、被害者が要望すれば原則提供することを、全国の保護観察所と地方更生委員会に指示しました。

これまでは、刑法 39 条によって不起訴となった事件の加害者の処遇情報は被害者に対して非開示としてきましたが、「地域処遇ガイドライン」を見直し、対象者の社会復帰の見込みや同意の有無



記者会見する木村代表と山田弁護士

に関わらず、被害者の利益・人権の保護充実を図るために、対象者の処遇段階等に関する情報を提供することにしました。これによって被害者が希望すれば、対象者の氏名、処遇段階（入院・通院の開始及び終了年月日）、所属する保護観察所の名称・所在地・連絡先等、対象者の面接・ケア会議等の接触状況等を知ることができます。このことは、被害者が要望している「知る権利」に基本的に応えるもので、法務省として「被害者の利益・権利擁護」を優先し智恵と工夫を図ったもので高く敬意を表します。今後は、今回の「通達」により道内・全国の同様の被害者がこの制度を積極的に活用し社会的な流れにしていくことが求められます。更に当初の「医療審判」への被害者の参加など残された課題へ取り組みを進めることとなります。

7月6日(金) 19:30 NHK「北海道クローズアップ」

～「医療観察法における被害者の尊厳を考える(仮)」特集放送!

【連絡先】代表 木村 邦弘 〒060-0004 札幌市中央区北4条西13丁目1番地90

ダイアパレス植物園Ⅲ901号 電話・FAX:(011) 272-7188 携帯:090-2073-0831

E-mail:kimura-himawari@kfa.biglobe.ne.jp

http://hiro-himawari.net/